

# 損保ジャパンキャリアサークル規約

(2024年10月1日改定)

## 1. 損保ジャパンキャリアサークルとは

キャリアサークル会員資格を有する退職者の会を「損保ジャパンキャリアサークル」と称する。

## 2. キャリアサークル会員資格

※職員区分は、2024年10月1日以降の表記とする。

原則として損害保険ジャパン株式会社に職員(※1)・エキスパート社員(営業パートを除く)(※2)(※3)・エルダー社員(営業パート・アソシエイトスタッフを除く)(※2)(※3)として勤務の後、円満退職し、将来において再度損害保険ジャパンおよび関連会社等で職員・エキスパート社員・エルダー社員・損保ジャパンキャリアビューロー派遣スタッフとしての就業を希望する従業員。または事務局がそれらの者に準ずると認めためたものであって、当サークルの提供する各種情報サービスの利用を希望する者。

※1 職員(総合系)・職員(専門系)・職員(技術調査系)・職員(ジョブ型)をいう。

職員には以下いずれかの合併前個社において職員に相当する職員区分であった者を含む。

①旧損害保険ジャパン・旧安田火災・旧日産火災・旧大成火災・旧損保ジャパン調査サービス

②旧日本興亜損保・旧日本火災・旧興亜火災・旧太陽火災・旧日本興亜損害調査

上記①の2010年6月30日以前退職者においては、「職員」を「業務職員(一般職員)」と読み替える。

※2.2014年8月31日以前に退職した損害調査嘱託は含まない。

※3.2014年8月31日以前に退職したエキスパート社員(営業パートを除く)・エルダー社員(営業パート・アソシエイトスタッフを除く)に相当する区分であった者は含まない。

## 3. キャリアサークルの目的

働く意志をもつ会員を支援し、会社と会員相互の繁栄に寄与することを目的とする。

## 4. 事務局およびその業務

(1) 事務局は、損害保険ジャパン株式会社人事部および人事部より委託を受けた損保ジャパンキャリアビューロー株式会社とする。

(2) 本会の目的のため、事務局は以下の業務を行う。

・求人情報提供及び会員の就業支援

(本目的の為、会員の個人情報を求人者に対して提供する事をご了承ください。)

・損害保険ジャパンの取引先企業の商品・サービス等の情報提供

・会員情報管理・保全

・その他必要な事業

## 5. 入会手続き

会員資格を有する者からキャリアサークル会員登録に関する情報をキャリアサークル事務局が受領し、かつ事務局が入会を認め、会員情報が登録されたことを以って入会手続きとする。

## 6. 退会手続き

以下の事由が発生した場合は退会手続きを事務局にて行う。

・会員の事情により、事務局からの連絡が3か月以上取れない場合

・会員本人からの申し出があった場合

・会員資格を喪失した場合

## 7. 住所等登録内容変更の届出

会員は、入会后登録内容に変更が生じた都度、事務局に対して必要項目の変更手続きを行う。

## 8. 規約の改定

(1) 本会規約に改定の必要が生じた際には、事務局は事前に損保ジャパンコミュニティーネット上で改定内容および発効日の告知を行う。規約は原則として改定を告知した翌日から起算し、30日を経過した日以降の指定日に発効するものとする。

(2) 前項にかかわらず、緊急を要する場合等、やむを得ない事情がある場合には、事務局は事前の告知なしに規約を改定することができる。この場合は事後遅滞なく損保ジャパンコミュニティーネット上で告知を行うこととする。